

改定後の使用料一覧

1、令和2年4月1日から使用料が改定されます。

2、改定後の使用料には、別途消費税及び地方消費税が加算されます。10円未満の端数については切り捨てとなります。

※1時間あたりの単価を計算する段階で10円未満の端数を切り捨てます。

※1時間未満の利用については1時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算します。

3、三股町使用料及び手数料徴収条例に関する施設のみを記載しています。

(改定後)

種類	区分		単位	料金	納期	
体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	200円	出願のとき
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	600円	
			照明設備	1時間	200円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	400円	
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	4,000円	
			照明設備	1時間	200円	
武道体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	200円	出願のとき
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	600円	
			照明設備	1時間	200円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	400円	
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	4,000円	
			照明設備	1時間	200円	
三股町多目的スポーツセンター	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	200円	出願のとき
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	600円	
			照明設備	1時間	200円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	400円	
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	4,000円	
			照明設備	1時間	200円	
西部地区体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	200円	出願のとき
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	600円	
			照明設備	1時間	200円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	施設	1時間	400円	
			照明設備	1時間	200円	
		その他	施設	1時間	4,000円	
			照明設備	1時間	200円	

(改定後)

種類	区分		単位	料金	納期		
小学校・中学校 体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	バレーボール1面につき	施設	1時間	200円	出願のとき
				照明設備	1時間	200円	
		その他		施設	1時間	600円	
		照明設備		1時間	200円		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物		施設	1時間	400円	
				照明設備	1時間	200円	
		その他		施設	1時間	4,000円	
		照明設備		1時間	200円		
中央テニスコート	アマチュアスポーツ(小、中学生を除く。)により行われる催物		一面につき	施設	1時間	400円	出願のとき
照明設備	1時間	500円					
第6地区分館 (スポーツアリーナ)	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	バレーボール1面につき	施設	1時間	200円	出願のとき
				照明設備	1時間	200円	
		その他		施設	1時間	600円	
		照明設備		1時間	200円		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物		施設	1時間	400円	
				照明設備	1時間	200円	
		その他		施設	1時間	4,000円	
		照明設備		1時間	200円		
地区分館	三股町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和48年三股町条例第31号)第4条に掲げる事業以外の事業を主催する個人及び団体又は町外在住者		大研修室、研修室(6地区分館・7地区分館)	施設	1時間	200円	出願のとき
			その他研修室(和室含む)	施設	1時間	150円	
ホール(第3地区分館・第7地区分館)	三股町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和48年三股町条例第31号)第4条に掲げる事業以外の事業を主催する個人及び団体又は町外在住者		施設	1時間	100円	出願のとき	
			照明設備	1時間	100円		
中央公民館	小会議室		施設	1時間	100円	出願のとき	
	中会議室、和室、調理室、第2研修室		施設	1時間	200円		
	第1研修室		施設	1時間	300円		
研修センター	研修室		施設	1時間	150円	出願のとき	
生活改善センター	大会議室		1グループ	施設	1時間	150円	使用後
	和室		1グループ	施設	1時間	150円	
	調理実習及び農産物加工室	みそ加工	1グループ	施設・設備・機材等	1回	12,200円	
		その他	1人		1時間	200円	
		みそ加工(その他を含む)	1グループ		5時間以上	1,000円	
一般廃棄物最終処分場	研修室の使用ができなくなったため廃止						

(改定後)

種類	区分			単位	料金	納期	
第2地区交流プラザ（スポーツアリーナ）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催物	バレーボール1面につき	施設	1時間	200円	出願のとき
				照明設備	1時間	200円	
		その他	バレーボール1面につき	施設	1時間	600円	
				照明設備	1時間	200円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は学生、生徒及び児童により行われる催し物	バレーボール1面につき	施設	1時間	400円	
				照明設備	1時間	200円	
		その他	バレーボール1面につき	施設	1時間	4,000円	
				照明設備	1時間	200円	
第2地区交流プラザ（その他の施設）	三股町第2地区交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成13年三股町条例第10号）第3条に掲げる事業以外の事業を主催する個人及び団体、又は町外在住者	大研修室		施設	1時間	200円	
		その他		施設	1時間	150円	
三股町総合福祉センター	大会議室		施設	1時間	600円	出願のとき	
	中会議室			1時間	200円		
	小会議室※1/2のスペース			1時間	100円		
	調理室			1時間	300円		
	多目的室			1時間	200円		
	陶芸室			1時間	200円		
	陶芸窯			1回	1,200円		
三股町コミュニティ拠点施設	多目的ホール	施設	午前（9時～12時）	500円	使用前		
			午後（13時～16時）	500円			
			夜間（17時～19時半）	500円			
行政財産目的外使用料	建物	1平方メートルにつき		月額	500円	納付書に定めるとき	

(改定後)

区分	単位	使用料金				納期	
		個人使用		専用使用			
		高校生以下	一般	高校生以下の団体	一般の団体		
三股町弓道場	施設使用料	1時間	50円	100円	400円	800円	出願のとき
	年間使用（4月1日から翌年3月31日まで） ※照明使用料含む。		1,900円	3,800円	—		
三股町四半的弓道場	施設使用料※照明使用料含む	1時間	10円	20円	80円	160円	